

3月24日から住基カードを利用した

3つの新しい 証明書交付サービスを開始

- コンビニエンスストアで証明書を交付
- 自動交付機で住基カードの使用が可能に
- 自動交付機で所得証明書の交付

コンビニ交付

住基カード（住民基本台帳カード）を利用して、コンビニエンスストア「セブン-イレブン」に設置されている「マルチコピー機」から住民票の写しと印鑑登録証明書の交付を受けられるサービスを開始しました。

「コンビニ交付」の利用登録（暗証番号の設定）をした住基カードがあれば、時間や曜日、場所にとらわれることなく証明書が取得できますので大変便利です。まだ住基カードをお持ちでない方は市民課の窓口で申請してください。

- ◇利用店舗 全国のセブン-イレブン各店舗
 - ◇利用時間 午前6時30分から午後11時（年末年始を除く）
 - ◇発行できる証明書 住民票の写し、印鑑登録証明書
 - ◇必要なもの コンビニ交付サービスを登録した住基カード
 - ◇手数料 200円（窓口交付より100円お得です。）
- ※コンビニでの交付には暗証番号の入力が必要になります。
※コンビニで発行される住民票は現在のものです。住民票の除票等が必要な方は、市民課窓口で申請してください。

既に住基カードをお持ちの方へ

住基カードがあっても、コンビニ交付の利用登録をしないと、コンビニ交付サービスを利用することができません。住基カード持参の上、市民課窓口で登録申請を行ってください。

合併前の南河内町と石橋町が発行した住基カードは、コンビニ交付の利用登録をすることができません。コンビニ交付を利用されるときは、新しい住基カードに交換してください。（国分寺町が発行した住基カードは、そのままコンビニ交付の利用登録を行うことができます。）

自動交付機 設置場所：国分寺庁舎1階ホール内

これまで自動交付機で使用するカードは、「下野市民カード」または「南河内町民カード」でしたが、新たに「住基カード」も使用できるようになりました。

自動交付機の利用登録をしたカードを使用し、暗証番号を入力することにより、住民票の写し等の交付を受けることができます。

◇使用できるカード

自動交付機の利用登録（暗証番号の設定）をした次のカードを使用できます。

- ・住基カード、下野市民カード、南河内町民カード
- ※旧町の印鑑登録証をお持ちの方も「住基カード」または「下野市民カード」に移行することで自動交付機をご利用いただけます。カード移行は無料です。

◇利用できる日と時間

（平日）月曜日
午前8時30分～午後7時
（平日）火曜日から金曜日
午前8時30分～午後5時15分
土曜日・日曜日・休日
午前8時30分～午後5時
※庁舎電気工事等により、ご利用できない日・時間帯もございますのでご了承ください。

◇交付できる証明書と料金（窓口交付より100円お得です。）

- 住民票の写し 200円
 - ・本人及び本人と同一世帯に記載されている方の住民票の写しの交付ができます。
 - ・自動交付機で発行される住民票は現在のものです。住民票の除票等が必要な方は、市民課窓口で申請してください。
 - 印鑑登録証明書 200円
 - ・本人の印鑑登録証明書の交付ができます。
 - 所得証明書 200円
 - ・本人の所得証明書の交付ができます。
- ※税証明書の暗証番号は、住民票交付用の暗証番号と同じです。

問い合わせ先 市民課 ☎40-5557